

## 即時取得 宅建 H19-03-1 <<#529>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが所有者として登記されている甲土地について売買契約をした。Aと売買契約を締結したBが、平穩かつ公然と甲土地の占有を始め、善意無過失であれば、甲土地がAの土地ではなく第三者の土地であったとしても、Bは即時に所有権を取得することができる。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 即時取得

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と**動産**の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、**即時**にその**動産**について行使する**権利を取得する**。（民法 192 条）

⇒ 不動産については、「即時取得」の規定はない(適用されない)